

奈良県告示第三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人白桜会奈良白桜メンタルクリニック	大和高田市本郷町八番二八号	令和五年二月二十 八日
サン歯科こめだクリニック	御所市大広町一八〇―一二	令和五年二月二十 八日
森薬局	大和郡山市柳町二―三〇	令和五年二月二十 八日
オリーブ薬局	橿原市見瀬町一―一七	令和五年三月三十 一日
若葉台クリニック	生駒郡平群町若葉台四―一七― 二八	令和五年四月三十 日